

ポーランドの選挙制度

1) 下院（セイム）

	1991年の選挙制度	1993年および1997年の選挙制度	2001年から2007年までの選挙制度	2011年以降の選挙制度(現行)
選挙法	Dziennik Ustaw z.1991r, Nr. 59, poz.252	Dziennik Ustaw z.1993r, Nr. 45, poz.205	Dziennik Ustaw z.2001r, Nr. 46, poz.499	Dziennik Ustaw z.2011r, Nr. 21, poz.112
ネット上の参照先リンク	http://isip.sejm.gov.pl/servlet/Search?todo=file&id=WDU19910590252&type=2&name=D19910252.pdf	http://isip.sejm.gov.pl/servlet/Search?todo=file&id=WDU19930450205&type=3&name=D19930205Lj.pdf	http://isip.sejm.gov.pl/servlet/Search?todo=file&id=WDU20010460499&type=3&name=D20010499Lj.pdf	http://isip.sejm.gov.pl/DetailsServlet?id=WDU20110210112
選挙権／被選挙権	18歳以上／21歳以上	同左	同左	同左(10条および11条)
任期	4年(解散あり)	同左	同左	同左(194条および195条)
選挙形式	選挙区は非拘束名簿式比例代表制でヘア・ニーマイヤー式。全国区は拘束名簿式比例代表制で修正サンラゲ式で、比例区の得票に応じて傾斜的に配分される	選挙区は非拘束名簿式比例代表制、全国区は拘束名簿式比例代表制(選挙区・全国区ともドント式)。全国区の議席は、比例区の得票に応じて傾斜的に配分される	非拘束名簿式比例代表制(修正サンラゲ式→ドント式に再修正)	非拘束名簿式比例代表制(ドント式)(232条)
投票率・得票率計算方法	投票率は投票者数を登録有権者数で割ることで算出、得票率は有効投票数(投票者数-無効投票数)で算出	同左	投票率は投票用紙発行者数を登録有権者数で割ることで算出、得票率は有効投票数(投票用紙発行数-投票用紙持ち帰り数-無効投票数)で算出	投票率は投票者数を登録有権者数で割ることで算出、得票率は有効投票数(投票用紙発行数-投票用紙持ち帰り数-無効投票数)で算出
選挙区	460議席のうち、391議席を36の選挙区に配分し、残り69議席は全国区として、全国得票率5%以上の政党に配分	460議席のうち、391議席を52の選挙区に配分し、残り69議席は全国区として、全国得票率7%以上の政党に配分	460議席を41選挙区に配分	同左(選挙法付則)
選挙区の定数の範囲	1選挙区で3議席から17議席	1選挙区で3議席から17議席	1選挙区で7議席から19議席	同左(最低7議席について201条に、選挙区ごとの定数の定め方について202条に規定)
投票方法	候補投票で、1名のみに投票する単記投票制(票はその候補が属する政党に投票されたものとしてカウントされ、各選挙区では政党の獲得議席数に応じて、得票数が上位の候補から当選となる)	同左	同左	同左(227条)
阻止条項	なし(全国区議席の獲得には有効投票数の5%の得票、もしくは5選挙区以上での議席獲得が必要)	全国で有効投票数の5%以上(政党連合は8%以上)の得票を獲得する必要	同左	同左(196条)
少数民族条項	なし	選挙管理委員会が少数民族組織としての政党登録を認めた場合、5%条項の適用を受けない	同左	同左(197条)

2) 上院（セナート）

	1997年までの選挙制度	2001年から2007年までの選挙制度	2011年からの選挙制度(現行)
選挙法	Dziennik Ustaw z.1991r, Nr. 58, poz.246	Dziennik Ustaw z.2001r, Nr. 46, poz.499	Dziennik Ustaw z.2011r, Nr. 21, poz.112
ネット上の参照先リンク	http://isip.sejm.gov.pl/servlet/Search?todo=file&id=WDU19910580246&type=2&name=D19910246.pdf	http://isip.sejm.gov.pl/servlet/Search?todo=file&id=WDU20010460499&type=3&name=D20010499Lj.pdf	http://isip.sejm.gov.pl/DetailsServlet?id=WDU20110210112
選挙権／被選挙権	18歳以上／30歳以上	同左	同左(10条および11条)
任期	4年(下院が解散したら同時に解散し選挙)	同左	同左(257条)
選挙形式	単純多数代表制	同左	小選挙区制(260条)
選挙区	100議席を49の選挙区(当時の県)に配分	100議席を40選挙区に配分	100議席を40選挙区に配分(260条)
選挙区の定数の範囲	原則各県2名、ワルシャワとカトヴィツェの両県は3名	1選挙区で2名から4名	1選挙区1名
投票方法	候補投票で、単記投票制。上位から定数分が当選	同左	候補当方票で単記制(269条)、最多得票者が当選(273条)

3) 大統領選挙

	2010年までの選挙制度	2011年からの選挙制度(現行)
選挙法	Dziennik Ustaw z.1990r, Nr. 67, poz.398	Dziennik Ustaw z.2011r, Nr. 21, poz.112
ネット上の参照先リンク	http://isip.sejm.gov.pl/servlet/Search?todo=file&id=WDU19900670398&type=3&name=D19900398Lj.pdf	http://isip.sejm.gov.pl/DetailsServlet?id=WDU20110210112
選挙権/被選挙権	18歳以上/35歳以上。なお立候補に際しては有権者10万人以上の署名を集める必要がある	同左(10条、11条、および296条)
任期	5年、1回のみ再選可能	同左(288条、および憲法127条)
選挙形式	2回投票制。第1回投票で過半数の票を獲得した候補がいらない場合、上位2名の候補による決選投票を実施	同左(292条)

4) 欧州議会議員

	2004年および2009年の選挙制度	2011年からの選挙制度(現行)
選挙法	Dziennik Ustaw z.2004r, Nr. 25, poz.219	Dziennik Ustaw z.2011r, Nr. 21, poz.112
ネット上の参照先リンク	http://isip.sejm.gov.pl/servlet/Search?todo=file&id=WDU20040250219&type=1&name=D20040219L.pdf	http://isip.sejm.gov.pl/DetailsServlet?id=WDU20110210112
選挙権/被選挙権	いずれも18歳以上のEU市民	18歳/21歳以上のEU市民で、被選挙権については5年以上の居住が必要(10条および11条)
任期	5年	同左(329条)
選挙形式	非拘束名簿式比例代表制(ドント式)	同左(356条)
選挙区	所定の議席(2004年は54議席、2009年は50議席)を13選挙区に配分	所定の議席を選挙法付則で規定された選挙区(2011年段階では13選挙区)に配分(340条)
選挙区の数 の範囲	各選挙区への議席配分は、まず全国レベルでドント式により各政党に議席が配分された後で、「各選挙区での当該政党の得票×全国での当該政党の当選者数÷全国での当該政党の得票」の計算式により、選挙区ごとの議席配分を決定する。ここでまず、上の式により算出された数値の整数部分が各選挙区の議席として配分され、残余議席が出た場合には、小数点以下が大きい選挙区から順に配分される(このため選挙区ごとの定数は固定していない)	同左(358条)
投票方法	候補投票で、候補1名のみ投票する単記投票制(票はその候補が属する政党に投票されたものとしてカウントされ、各選挙区では政党の獲得議席数に応じて、得票数が上位の候補から当選となる)	同左(359条)
阻止条項	全国で5%以上の得票率を獲得する必要がある	同左(335条)